

財 第 6 1 号  
平成28年6月 27日

建設工事業者 様  
測量、建設コンサルタント業者 様

氷見市長 本 川 祐治郎

条件付き一般競争入札の対象工事拡大及び郵便入札の実施について（案内）

本市が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項の規定による建設工事の入札において、入札制度の競争性・透明性を高めるため、平成18年6月から、条件付き一般競争入札を試行実施し、併せて郵便入札を導入しておりましたが、平成20年4月から、条件付き一般競争入札の対象を下記により拡大しています。

なお、一般競争入札に参加する場合、各々の業種でA・B・C・Dに該当する業者であることが条件となりますので、「平成27・28年度建設工事指名競争入札参加資格通知書」にてご確認ください。

併せて、建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等の入札において入札参加者の移動コスト低減、入札事務の効率化を図るため、指名競争入札も郵送による入札とします。

1. 条件付き一般競争入札の対象工事拡大について

対象工事

(1) 土木・下水・水道工事

設計金額 500万円以上 …本格実施

設計金額 130万円以上500万円未満 …試行実施

(2) 舗装・建築工事

設計金額 130万円以上 …試行実施

ただし、災害・緊急を要する工事、特殊工事等については、早期着工・完成、技術的要素等の理由により指名競争・出場入札を開催する場合があります。

2. 郵便入札について

① 対象案件

一般競争・指名競争を問わず、全ての建設工事及び測量、建設コンサルタント業務委託の入札

建設工事 設計金額 130万円以上（案件により出場入札有）

測量・設計業務委託 設計金額 50万円以上（案件により出場入札有）

② あて先

〒935-8799

氷見市丸の内11番28号 日本郵便 氷見支店留（朱書き）

氷見市役所 財務課契約・検査班 行

「入札書在中」(朱書き)

### ③ 郵送方法

- ・入札書は1件ごとに封筒に入れ、郵送してください。
- ・一般書留・簡易書留・特定記録郵便のいずれかの方法により氷見支店留めで郵送して下さい。なお、開札が終わるまで、差出控えを必ず保管して下さい。
- ・上記以外の方法(普通郵便、宅配便、持参等)で提出された入札書は無効となりますのでご注意ください。
- ・入札書が指定された期限内に日本郵便氷見支店留に到着しない場合は無効となりますので、期限内に到着(必着)するよう余裕を持って手続きをお願いいたします。
- ・入札公告又は指名通知書に入札書受付開始日欄を設けます。
- ・提出された入札書は、書換え、引換え又は取消しをすることはできません。
- ・封筒記載例 別紙1参照

## 3. 設計(積算)図書の販売について

設計(見積)図書については、氷見市ホームページに掲載する。

## 4. 入札の辞退について

入札を辞退する場合は、到着期限までに、「入札辞退届」を持参又は郵送により、提出してください。

なお、すでに入札書を投函した入札者が入札を辞退する場合は、開札までに「入札辞退届」を契約・検査班へ直接持参して下さい。

## 5. 入札書開札立会いについて

開札日前日までに、建設業者の方に依頼の連絡を致します。

立会時間は1社あたり概ね2時間(件数は7~8件程度)としますので、ご協力お願いいたします。

測量・設計業務委託のみの入札(開札)の場合は、測量、建設コンサルタント業者の方に依頼することがあります。

## 6. 入札の無効となる例

次のいずれかに該当する入札は無効となりますので、郵送前に十分ご確認のうえ、郵送して下さい。

- ・競争入札参加資格のない者のした入札
- ・1つの入札について同一の者が2通以上の入札書を提出した入札
- ・入札書に記名押印を欠く入札
- ・金額を訂正した入札
- ・誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

- ・「一般書留」「簡易書留」「特定記録郵便」以外の方法で入札書を提出した入札
- ・工事内訳書が必要な場合に、工事内訳書を同封しない入札
- ・到着期限を過ぎて到着した入札
- ・郵便入札封筒記載の工事（業務）番号と入札書の工事（業務）名が相違する入札
- ・郵便入札封筒に工事（業務）番号又は差出人名が記載されていない入札
- ・明らかに不正による入札と認められる入札
- ・その他入札に関する条件に違反してなされた入札

問い合わせ先

氷見市総務部財務課契約・検査班

TEL 0766-74-8037

FAX 0766-74-4004